

令和元年

第4回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和元年12月20日

忠岡町議会

令和元年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和元年12月20日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長(杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」開会)

議長(杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和元年第4回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)

以上でございます。

議長(杉原 健士議員)

日程第1 議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

本件は、去る12月12日第4回定例会1日目において、総務事業常任委員会に付託、開会中の審査に付されました。

ただいまから、三宅良矢委員長より、審査の結果報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長(三宅 良矢議員)

議長。

議長(杉原 健士議員)

三宅議員。

総務事業常任委員会委員長(三宅 良矢議員)

議長のお許しをいただきまして、ただいまから総務事業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和元年12月12日開会の第4回定例議会におきまして、本総務事業常任委員会に付託されました議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)についての審

査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は12月16日に開会し、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、議案等の説明のため、町長、教育長ほか関係職員及び株式会社日産技術コンサルタントの出席を求めクリーンセンター費を基本に審査を行いました。

出席委員は、杉原健士委員、北村 孝委員、是枝綾子委員、松井匡仁委員、勝元由佳子委員、私、三宅良矢出席のもと審査を行いました。

なお、審査の詳しい内容につきましては、後日各会派の部屋にご配布いたします会議録をご参照願いたいと存じます。

最初に、担当課より本委員会に提出された資料についての説明がありました。

昭和61年度に稼動して、今年度で33年目を迎えており、施設の老朽化が進んでおり、その間、工事等を重ねてはいるが、今後施設の更新については検討が必要な時期に来ているとのことでした。

また、ごみ焼却施設の耐用年数は、一般的には約20年程度となっておるとのことで、施設の更新にあたっては、更新のほか既設の解体・撤去等多額の費用が必要となり、来年度以降のクリーンセンターの運営方針を至急決定しなければならないが、大きく関係するのがごみ広域化で、この件については、引き続き検討・協議していかなければならない現状であるとのことでした。

次に、なぜ包括をすべきかということで、最小の経費で最大の効果があげられるよう施設の管理体制、処理施設のプラント設備の経常的メンテナンスが必要であり、そのためのノウハウが求められるとのことでした。

分離・単年度に対しての包括運営管理の優位性を示しておるとのことで、施設の最優先の課題である安全確保については、死亡事故や火災、爆発、施設停止など重大な事故につながる可能性が大となるということでした。

また、施設性能の維持につきましても、本町の焼却炉の特徴として、安定燃焼の維持が難しく、単年度の運営委託では、公害防止条件を維持しながら、効率的に運転するのは、相当困難であり、長期計画による運営費用の平準化及び運営管理コストの低減についても包括運営管理を長期で設定するほうがメリットがあるとのことでした。運営管理を視野に入れた補修設備は包括運営管理最大の利点で、ごみ処理の過程など多くの点で、運営管理側の負担と補修整備側の負担が互いにトレードオフの関係となることを示しており、包括運営管理においてはこれらの多くのケースでトータルコストの点で最良のバランスを追求することができ、包括運営管理には運営のみの委託と比較して、これらがメリットであるとの説明がありました。

包括運営管理事業費見込みとして、1号炉の設備を更新してから15年に当たる令和5年までの4年の委託を想定して、包括管理費用は設備機器の更新や補修と日常点検補修、運営管理で構成され、現在までの実績から算出されるとのことでした。

費用の大部分を占める更新・補修は、炉の建設時期等より、旧厚生省が昭和59年に実施した調査結果をもとに算出し、稼動後、15年間で累積補修費は、機会設備費の100%に達するとしている。そこで、当時の設備更新費用11億5,800万円を現在の相場に換算して、これまでに設備の更新・補修に使用した費用を控除すると、今後の算出したことになり、7億4,400万円となるとのことでした。

また、日常点検費用は前回の包括運営管理費に占める初年度から4年の累計の更新補修費に対する比を、現在相場の補修費に乗じて算出すると、1億1,750万円となるとのことでした。

その他の運営管理費は、前回の包括運営管理費総額から相場換算した更新・補修費用と点検補修費用を控除したものを10年均等割として令和1年で算出し、今後4年間は相場が現在と同様に上昇するものとし、4年間の電気・水道代を控除して、更新・補修費と日常点検費用にその他運営費用を合算すると15億7,000万円となるとの説明がありました。

令和6年4月から泉北環境組合への委託目標があることで、4年間という長期包括契約の設定となっており、その間に、委託へ向けての組合との協議、町内清掃業者との調整、住民や事業所へのごみ処理方針の説明などをこなさなくてはならない状況であります。忠岡町にこれまでにないほどの大きな課題に対し、説明後各委員より理事者側に質疑をいたしました。

続きまして、各委員の意見聴取を行いました。

まず初めに松井匡仁委員は、無所属なだ会、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）につきまして、無所属なだ会の意見を申し上げます。

付託審議いたしました忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業につきましては、これまでの理事者の懸命な努力の結果、事故を起こすことなく安全な運営管理が行われたことを高く評価し、今後も忠岡町民の利便性や災害発生時のごみの処理の必要性を踏まえ、より一層の安全管理指導を行っていただくよう期待し、本議案に賛成いたします。

次に北村孝委員は、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）、第2表、債務負担行為補正、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業について、公明党の意見を申し上げます。

平成20年から10年間、長期包括で事業を進められ、この間、広域に移行するといったことが進めておらず、現在、単年度での随時契約で進められ、今回の4年の包括の提案である。理事者も広域をやらないかん、やりたいとおっしゃっており、また、小さいところは広域でやることのほうが、双方ともメリットがあるとの確認をした。4年後の令和6年を目標に、しっかりと取り組み、広域を進められるよう努力されることを要望し、本一般会計補正予算に賛成いたします。

次に勝元由佳子委員は、改革忠岡の勝元から意見させていただきます。

議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）の第2表、債務負担行為補正、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業について、意見を述べさせていただきます。

契約の前提条件である令和6年に泉北環境へ広域化するという目標予定についても、もともと泉北環境側と地元住民との間で、組合構成の3市以外からのごみは処分しないと協定を結んでおり、忠岡町が泉北環境に入るために今後クリアしなければならないハードルがかなり高い状況です。

加えて、本日の質疑の中で、我々議会議員には、この契約について決定した責任がある。この4年間の包括契約を締結するために、理事者側が我々議会議員に説明、約束した事柄を、令和6年になって守っていなかった場合、誰が責任をとってくれるのか。また、これまでの10年間の長期包括契約の際の約束を守れなかったことに対する責任についても、誰も責任をとっていない。理事者側の約束違反については誰が責任をとってくれるのかという問いを理事者側に投げかけたところ、町長からは、責任なんて考えていたら話を進められないといった趣旨の、完全に責任放棄の答弁が返ってきました。和田町長を筆頭に、行政は将来の住民や町のあり方に対して責任を負って施策を進めていくべき立場であるのに、将来に対してこれほど無責任な姿勢では、将来にわたる理事者側の約束も、本件契約に係る説明内容も全く信用ができません。

また、発注のスケジュール、入札方法についても、確認の質問をしてみましたけれども、本町に登録のある対象業者4社以外にも広く入札参加を募るかどうかにしても明確な回答がなく、スケジュール的にも新規参入業者が果たして入札準備可能なかどうか、もしかするとこれまでの受注業者しか入札に参加できないような恣意的なスケジュール、入札方法になるのではないかという不安が拭えません。

これまで本町クリーンセンターの発注業者選定のあり方については、住民の間からも疑問の声を持たれていました。その部分を払拭してくれるような明確な回答がなく、入札方法について、競争性、公正性を高める方法を明確に約束してくれなかった理事者側の姿勢そのものが、住民に対して不誠実であり、この包括契約に係る説明内容や約束そのものも、今後守ってくれるかどうかについても信頼を置けるものではありません。

以上の理由とあわせて、忠岡町としてのごみ処理事業の将来像自体が曖昧な状態では賛成できません。よって、反対いたします。

続いて、是枝綾子委員は、日本共産党の意見を申し上げます。

付託議案、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算については、債務負担行為補正の忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業以外は賛成であります。このクリーンセンターの債務負担行為補正、令和元年度から令和5年度までの4年間で17億3,000万円については、反対であります。

まず、何よりも4年間で17億3,000万円もの住民負担は大き過ぎるということで

あります。なぜこのような大きな負担を住民がすることになったのか。それは、まず第1に、忠岡町がごみ処理の広域化を進めてこなかったからです。

10年前、平成21年から10年間の長期包括契約を議会で承認してもらった際、忠岡町が承認してもらった際、ごみ処理を広域化しますと、平成30年度で忠岡町クリーンセンターは廃止になっている予定でした。ところが、協議が調わず、今年度、単年度契約で運転がされています。そして、泉北環境に令和6年度をめどに事務委託の広域化と言いますが、答弁では確約されませんでした。令和6年度をめどということも、まだはっきりと確定していないというものでありました。

そして、第2に、施設整備と運転業務を包括的に契約するため、高い金額になっているからです。受託企業には、性能を保証させる責任を持たせるため、問題のない状態にまで施設を一定整備をしなければ、忠岡町がしなければいけないからです。そして、渡し切りの委託料の内容も、チェックもできない。それは審議の中でも明らかとなりました。他の市や町のように、運転管理と工事費を分離発注して、一つ一つの委託をチェックできるように住民の目に明らかにすべきではないでしょうか。税金の使い道の透明性の確保が不十分であります。

3つ目は、タイトなスケジュールであるということでもあります。これから入札して契約するという大変タイトなスケジュールである上、入札とはいえ、包括運営委託の条件にすると、報告書にも書いてあるように、委託事業者が限られ、競争原理が働かないという問題があることがわかりました。府下のクリーンセンターで2カ所しかないという長期包括運営なので、応札企業が本当に多く来るのか不明です。準備をしている企業でなければ難しいのではないのでしょうか。

また、審議の中でもう1つ指摘しておきたいことがございます。10年前の長期包括契約の審議の委員会での答弁がこれほど守られない、これは議会に対しての信義にかかわる問題であります。町長や行政は、答弁されたことに責任を持つことを厳しく指摘をさせていただきます。

昨年7月、今後また10年の長期包括契約を議会が否決をしたのに、今回の4年間の包括契約の工事費により、令和10年度まで延命化工事が要らないという、実質昨年の10年の延命化工事を認めるということになるわけでありまして。こんな議案に賛成することは、昨年の議会の議決を議会みずから覆すものではないかと思っております。

問題点はまだまだ多々ありますが、以上の理由から本議案は認めることはできません。反対をいたします。

最後に杉原健士委員は、呈祥会の杉原でございます。付託議案の令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）について、意見を述べます。

過去の10年の長期包括で動きが見えず、11年目に突入し、また今度は4年の長期包括の提案であります。内容は今までと同じような内容で、多数の業者の入札が期待できる

ような内容ではなさそうです。

泉北環境への広域が令和6年に確実に進む約束の答えが見えません。令和6年には必ず行く、そして今後、スピードをもっていろいろな難関をクリアしていくという答弁が必要ではないでしょうか。10年前の議事録から考えてみると、何だったのか。

16年後になり、16年、そして17年とぼやけています。

我々議会人といたしましても、高額な契約を結んでいる事業だけに、しっかりとした住民に対しての説明責任があります。運営管理がどうか、細かな点はいろいろ難しいところはあるのはわかりますし、理事者の努力もうかがえますが、決断と実行のスピードがない、この一言に尽きると思います。議案第64号は否決いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算については、反対多数で「否決すべき」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

令和元年12月20日

総務事業常任委員会
委員長 三宅良矢

議長（杉原 健士議員）

委員長報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

はい、二家本委員。

5番（二家本英生議員）

議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）第2表債務負担行為補正、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業について、委員長報告で否決となりました。他の補正予算については賛成でございます。よって、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業を削除した分を修正動議として提案したいと思います。

以上です。

議長（杉原 健士議員）

ただいま、二家本議員より修正することの動議の発言がありました。賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (杉原 健士議員)

会議規則第16条の動議成立要件で、賛成1人以上ありますので、成立いたしました。

暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。

(「午前10時20分」休憩)

議長 (杉原 健士議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前10時30分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (杉原 健士議員)

本件に対して、二家本議員ほか3名から修正動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

10番 (勝元由佳子議員)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

勝元議員。

10番 (勝元由佳子議員)

ただいまの修正動議につきまして、提案者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)のうち、第2表、忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業に係る債務負担行為補正予算案の部分につきましては、委員会付託となり、先日の総務事業常任委員会で慎重に審議が行われた結果、否決となりました。

その理由につきましては、委員長報告にもありましたとおり、これまでの10年間の長期包括契約の間に広域化するという約束を町長初め理事者側が守らなかったことに対して何の反省や謝罪もなく、また、誰も全く責任をとっていないという状況で、今また「令和6年をめどに広域化を目指します」との理由で4年間のクリーンセンター包括契約に係る補正予算案を上程してきています。

しかし、理事者側の説明などを聞く限り、広域化について実現できる保証はどこにもなく、むしろ超えるべき高いハードルがまだまだ立ちはだかっていると云々を言わざるを得ません。

また発注、契約の方法につきましても、きちんと競争性が確保された公平性、公正性、また透明性のある発注となるのか、甚だ疑問な状態であり、ややもすると理事者側に恣意性のある発注契約となるおそれが非常に懸念されるところであります。そのほかさまざま

な理由も加味した上で、委員会では否決となりました。

この4年間にわたるクリーンセンターの包括的契約につきまして、17億円の債務負担行為の補正予算案はどうてい認められません。

しかし、この議案第64号には、クリーンセンター案件以外の補正予算案も数多く含まれており、このクリーンセンターに係る補正予算案のためにほかの必要な補正予算まで否決されてしまうとすれば本町業務に必要な予算の確保までができなくなってしまう。よって、本修正動議は、本議案第64号から忠岡町クリーンセンター包括的整備運営管理事業に係る債務負担行為補正予算案のみを削除し、その他の補正予算案のみ審議するというものであります。

議長（杉原 健士議員）

これより本修正案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

修正案に反対の討論もないですか。

他に討論ありますか。賛成討論ありますか。

6番（是枝 綾子議員）

賛成討論。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ、是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ただいまの修正案の賛成の討論、ですから原案には反対という討論をしたいと思いません。

先ほども趣旨説明でもありましたし、付託された委員会でも理由は述べさせていただ

ておりますが、クリーンセンターの包括的な整備運営管理事業の債務負担行為の補正17億3,000万円以外は賛成をしたいと思います。そのクリーンセンターの債務負担行為の補正については、問題点があまりにも多過ぎるところで、討論をしたいと思います。

今回のこの忠岡町の提案は今に始まったわけではなく、昨年7月の、今後10年間の債務負担行為31億の、そういうところからの提案が議会で否決をされたという、それ以前のまた10年前の、長期包括契約を10年間、37億5,000万円ですね。それをするとところからさかのぼっての経緯があつての今回のこの修正案というところであります。それを無視して、今だけを見てのというふうな議論というのは正しくないと思います。

というのも10年前、今から11年前ですが、長期包括請負契約をする際に、10年間だけ忠岡町で長期包括契約でさせてくれという忠岡町からの提案ということで、それは10年後にはもう広域化をしている、ごみの処理は忠岡町単独ではしないということを条件にそのような提案があつたという議論でありました。

しかし、10年間できちんとその議論がされたのかといえば、町はその努力をされてきたかということ、相手があることだからということで、結局のところはできなかったということで、ことしの3月議会で1年間の契約ということでされたわけですが、そして、1年間だけの間に考えて検討する、議会にも示していきたいといったことでありましたが、来年の4月1日からの運転管理のことについて、今の12月議会にまた4年間長期包括でさせてくれということでの提案ということでありますので、それも令和6年度には泉北環境のほうに、ごみの焼却の事務委託をするということの確証も確約もしないというところがありますので、それは最短でおっしゃられておりましたが、今の忠岡町のその広域化に関しての状況については、事務レベルの非公式の勉強会という段階であり、そういったところで、4年後にはいけるのかといえば確証はないということが委員会でも明らかになったわけでありますので、この4年間認めたとしても、また4年後どうしようということになるというのは、もう目に見えているわけであります。

ということで、このようになった責任については、10年間の長期包括の最後の部分、7年目、8年目あたりからきちんと、広域化がまだできていない、できない、話がつかないのであればこのようにするという、きちんと議論をしていく、整備をしていくというふうなことをしなければいけなかったのをしなかったということで、直前になってばたばたとしたから、このようになったわけであります。

ということで、今この議案を認めなければ4月から焼却ができないということになるというふうな、そのような形で今回、12月議会に出されてきたというところで、またこれを認めるということになれば、こういう無責任な行政というんですかね、そういったことが繰り返されるということになります。なので、きちんと責任を持ってごみ処理をしていくというふうにおっしゃられるのであれば、やはりきちんと議会、町民と議論をして、ど

のように処理していくかという、きちんとすべきであろうというふうに思います。

さまざまな意見は委員会の中で申し上げましたが、こういった町の責任、そしてあともう一つは包括ということでもありますので、税金の使い方の透明性が確保できないと、渡し切りであると、そして内容を公開してほしいといっても公開されないということでもありますので、このような税金の使われ方というのはやはり正しくないと思います。

やはり分離発注をしていくということも大事であろうかと思えます。他市町では分離発注をしているというところもありますので、それを忠岡町ができないというのは、長期包括をしてしまったということで、その分離発注をするだけの能力、蓄積ですね、そういったものを担当課がつけてこなかったということだということも委員会でも明らかにしました。

ということで、こういった状況になって、まだ丸投げで管理をさせていくと、忠岡町は管理が十分できないということであるならば、やはりこういう状況は打開しなければいけないということで、今回は4年間のとりあえずというふうなことではなく、きちんとすべきではないかと思えます。

最後、この4年間の包括の契約の中で7億円ほどの延命化工事に近い、実質の延命化という工事が含まれております。令和10年まで大きな修理、整備をしなくてもいいということで、また令和10年まで今の炉が使えるという、そういった工事も含まれているということです。本当に去年の7月に10年間の整備は要らないと言ったものが、今回また出てきて、これを認めるということは、昨年7月の議会の議決は何だったんだろうかということになるわけでありまして。

やはりそういった10年間、また単独でごみが焼けるという状況をつくると、なかなかまた広域化の話が進まなくなっていくということもありますので、やはり税金の使い道は明らかにして、1年1年契約をしていく、もしくは運転管理のみは3年間の長期継続契約をする、こういった形でやはり工事は入札をするということをしていく、他市と同じように明瞭にやっていただきたいということを申し上げて、修正案に賛成いたしたいと思えます。原案には反対であります。

議長（杉原 健士議員）

他に、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

まず、本件に対する二家本議員ほか3名から提出されました修正案について起立により

採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(杉原 健士議員)

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

議長(杉原 健士議員)

次に、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(杉原 健士議員)

起立多数であります。よって、議案第64号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算(第5号)については可決されました。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

既にお手元にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

令和元年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程、2日目について、ご報告申し上げます。

日程第2 意見書第6号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について

日程第3 意見書第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 意見書第6号 所得税法56条の廃止を認める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第6号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、所得税法56条の廃止を求める意見書を提出する。

令和元年12月20日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝 綾子	
賛成者	同	二家本英生	
	同	同	河野 隆子
	同	同	勝元由佳子

所得税法56条の廃止を求める意見書（案）

中小業者は地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。派遣労働等、女性や若者の働き分に対して、それに見合う対価がきちんと支払われないことが格差社会を生み出したひとつの要因として問題になり、改善する仕組みを作ることが急務と言われている。一人一人の働き分を正當に評価することは人権の問題である。自営業の家族従業者にとって、自家労賃の認められない所得税法56条の廃止は人権の回復ともいえるものだ。税法だけでなく、民法・社会保障上にもかかわり、人権の問題として憲法にもかかわる所得税法56条の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

1 1 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

日本の経済を根底で支えているのは中小業者です。その中小業者の経営は、大半が事業主と家族の労働によって成り立っています。特にこの大不況の中、中小の事業所や商店では人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子どもの働きによって苦境を乗り切ろうと懸命の努力をされています。

この家族従業員が果たす社会的役割を思慮するどころか、その権利を踏みにじり経済的な損失を与えてきたのが、悪名高き所得税法第56条です。自営業者とともに働く家族従業員は、所得税法第56条、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない条文要旨があるために、働き分を認められず、事業主の所得から控除される働き分は最高で配偶者が86万円、その他の家族50万円までしか認められません。家族従業員は56条があるために休業補償、失業給付などが全くない、交通事故に遭った場合の補償日額が主婦5,700円に対し、家族従業員は2,356円しかないなど、不利益や差別を受けています。

また、家業を継ぐ子どもたちは住宅ローンが組めないなど社会的、経済的自立を拒まれ、このことが後継者不足にも拍車をかけています。人格や労働を認めない明治時代の家父長制度そのままの法律が、現在も地域経済を支える多くの業者夫人と家族従業員を苦しめています。

働いた者が正当な評価と賃金を受け取ることは真つ当な要求であり、青色申告制度の限られた枠の中だけで認めるものは差別にほかなりません。課税当局は租税回避の手段として利用されるおそれがあるとして56条を合理化しますが、2014年1月から全ての事業者に記帳が義務づけられており、当局の主張の根拠はなくなっています。

第4次男女共同参画基本計画、2016年から2020年では「商工業等の自営業における家族従業員の実態を踏まえ、女性が家族従業員として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討する」と、第3次同計画に続き、56条の見直しが明記されました。これを受け大阪府の大阪男女共同参画プラン、大阪市の男女共同参画プランにも56条問題が初めて触れられました。業者夫人が安心して働き、その働きに見合った社会的、経済的地位を確立できるよう、商売人のまち大阪でこそ、直ちに56条廃止を求める意見書を採択すべきです。

56条廃止の意見書採択は、2019年3月末現在で、全国で516自治体を超えました。近畿青年税理士連盟や全国女性税理士連盟など11の税理士団体、さらに日本弁護士

連合会も意見書を提出しています。

2016年には国連女性差別撤廃委員会の日本審査が行われ、同委員会から3月に日本政府へ出された総括所見に初めて、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念するとして、所得税法の見直しを求める勧告が盛り込まれました。これを受け、財務政務官や財務大臣らも56条見直しの検討を表明しています。

人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのは当然のことです。仮に家族従業員が世間的な常識での評価として年間150万円の給与に匹敵する労働をしても、所得税法第56条のもとでは、妻の場合、事業専従者控除額86万円だけ、その他親族の場合は50万円だけしか認めない。これはおかしい話です。外に働きに出れば150万円の給与が得られる労働をしているのに、家族従業員というだけで実際に人間が働いたという事実も、その給与対価も認めない、これは家族従業員の人格を税法上否定していることになります。

差別的税制はこれ以上放置せず、所得税法56条は早急に廃止されるよう、国への意見書に議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより、意見書第6号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第6号 所得税法56条の廃止を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(杉原 健士議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(杉原 健士議員)

日程第3 意見書第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出する。

令和元年12月20日提出

提出者	忠岡町議会議員	是枝 綾子
賛成者	同	北村 孝
	同	和田 善臣
	同	三宅 良矢
	同	勝元由佳子

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29(2017)

年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。平成30（2018）年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。令和元（2019）年11月22日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の80か国、批准国は34か国となり発効に必要な条件（50か国）の3分の2を数えました。被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。ありませんか。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

意見書の朗読をしていただいたとおりであります。本町は「非核平和都市宣言」を行っているという町でもありますので、この核兵器の禁止の参加・調印・批准を求める意見書はぜひとも上げていくべき内容であると思います。議員皆様方のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会を付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(あ り)

9番(前川 和也議員)

議長。

議長(杉原 健士議員)

前川議員。

9番(前川 和也議員)

反対の立場から討論をさせていただきます。

核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び核としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約は、現在のところは未発効であります。日本国は条約採択には不参加であり、米国を含む全ての核保有国も不参加であります。

日本国は唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を国際会議の場で訴え、現実的な核保有国も含めた包括的な核兵器廃絶へ向けた配備規模の縮小と核拡散防止を訴えております。大阪維新の会の親会に当たる日本維新の会も、この日本国の立場を肯定します。

最大の核保有国である米国は、国家の安全保障政策の軸に核兵器を体系づけており、この核兵器禁止条約は米国の安全保障政策を否定するものであり、米国がこの条約を受け入れることは安全保障政策の大幅な改定がない限りあり得ません。

一方、北朝鮮の核、ミサイル開発は、日本国及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない重大かつ差し迫った脅威です。北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては、通常兵器だけで抑止力を効かせることは困難であるため、日米同盟のもとで核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要です。

核の軍縮に取り組む上では、人道と、そして安全保障の2つの観点を考慮することが重要となりますが、核兵器禁止条約では安全保障の観点が全く踏まえられておりません。日本国政府としては、安全保障上の脅威に適切に対処しながら、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていただきたく存じます。

よって、忠岡町という1つの地方自治体といえども、この意見書を日本国政府に示すこ

とは、唯一の被爆国として心情、実情としては非常に理解はできるのですが、この意見書を上げることには反対でございます。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

提出者ではありますが、意見書をぜひ採択してほしいということで討論をしたいと思えます。

この核兵器というのは何のためにあるのかというところが問題だと思います。持っているところは大国ですね。大きな国、力のある国が核兵器を持っているのはなぜかという、その核兵器を持っているということをもとに、他の持っていないところに対して圧力をかけるということで、政治や経済、外交、さまざまな点での優位に立つというところで核兵器というのを持っているというところになります。

核兵器がどんどんと、減るところかふえているということで、核軍縮といってもなかなか、核兵器を減らしましょうといっても減ってこなかったということがあります。やはり核兵器はなくしましょうということで、国連でもそのような核兵器禁止条約というものが採択をされました。持っているところは反対をしましたというところになっているということですが、本当に核戦争をなくしていこう、核兵器を使わせないようにしようと思えば、やはり核兵器はもう禁止しましょうというところで、全ての国がそのように、持っている国もそのようにしていただかなくてはいけないと思えます。

やはり核兵器というのは本当に一番悪い兵器であります。そういった被爆者、唯一の被爆国で、戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加するということが、他の国々に対して与える影響力というものが大きいので、その日本がそれに参加しなければ調印も批准もしないということの与える影響は、大変悪い影響を与えてしまうということになります。やはり核兵器はよくないというのは、全ての方の同意になると思えます。

ということで、町民の皆さんも核兵器禁止と、忠岡町も核兵器禁止ということで取り組みを毎年夏にもされていますし、町政が進めている政策と同じように、同じ方向に進むような国政であってほしいということでもあります。

ということで、安全保障の面ということで、核兵器に頼った安全保障というのはやはり力のある大国のための、そういった理論になるかと思えます。やはり世界の平和のために、非核で手をつなごう世界の人々、何かそういう忠岡町の標語もありますように、やはり非核と、核兵器をなくしていこうと、禁止しよう、使うことも持つことも禁止しよう

という、それはやっぱり大事なことであると思いますので、皆様のご賛同を賜って、意見書を上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

これより意見書第7号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について、ご異議がありますので、起立により採決いたします。

意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（杉原 健士議員）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉原 健士議員）

以上で本定例会に付された事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可いたします。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ただいまをもって提案させていただきました議案につきましては、慎重にご審議いただき、その上ご賛同賜りまして、ありがとうございます。議員各位には今後ともよろしくご指導、ご鞭撻くださることをお願いしたいと思っております。

ところで、まず初めに申し述べたいことは、30年度会計決算認定、ご承認いただきありがとうございます。また、クリーンセンター事業についての私の広域への取り組みについて、ご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに力強く感じております。今後ともご示唆いただくことをお願い申し上げたいと、こういうふうに思っております。

ご承知のように、10月から消費税が増税されました。今のところ景気の落ち込みは前回、2014年ほどのことではないと言っておりますが、危ういものがあります。といたしますのも、政府が2025年度に達成を目指す財政健全化の目標も危ういのではないかと、危惧するところでもありますから。ご案内のように異次元の金融緩和で始まったアベノミクスでしたが、出口戦略のない異次元突入の懸念が出てきたように思われます。と思うとアベノミクスはどうたどることになるのでしょうかと心配する私の心配、苦労かもわかりませんが、なるのでしょうか、心配です。

来年は皆様方にとってよい年になることを願って挨拶にかえさせていただきたいと思っております。いろいろと長い間ご苦労さまでございました。

議長（杉原 健士議員）

以上をもちまして令和元年第4回忠岡町議会定例会を閉会いたします。議員皆様方には大変ご苦労さまでございました。

（「午前11時08分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年12月20日

忠岡町議会議長 杉原健士

忠岡町議会議員 三宅良矢

忠岡町議会議員 勝元由佳子